

平成21年5月13日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18530019

研究課題名（和文） エネルギー政策の法的規整のための国法基礎理論

研究課題名（英文） A Basic Theory of the Constitution for the Legal Arrangement of the Energy Policy

研究代表者 松本 和彦（MATSUMOTO KAZUHIKO）
 大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
 研究者番号：40273560

研究成果の概要：

次の3点について成果を挙げた。第一に、国法基礎理論に属する個別の基本概念の解明、第二に、日独再生可能エネルギー法の比較研究によって得られたエネルギー法制のあり方への示唆、第三に、民主的法治国家としての環境国家の基本構造のスケッチ、である。

国法の基礎概念としては、とりわけ環境権、公共の福祉、国家の基本権保護義務、予防原則の4点について解明を試み、一定の結論を得た。日独再生可能エネルギー法の比較研究からは、日本の「固定枠制」とドイツの「固定価格制」のそれぞれについて、その特色を明確にした。さらに「固定枠制」と「固定価格制」の適切な組み合わせを探るという方向性を確認した。環境国家の法構造の検討からは、エネルギー問題を含む持続可能な発展をいかに確保していくかという課題をもらい、法の具体化戦略と法の手続化戦略を追求すべきとの新たな課題を得た。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000円	0円	1,000,000円
2007年度	900,000円	270,000円	1,170,000円
2008年度	800,000円	240,000円	1,040,000円
年度			
年度			
総計	2,700,000円	510,000円	3,210,000円

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：エネルギー、環境保全、憲法、環境法、ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、エネルギー問題の重要性が再認識されている。エネルギーが個人の生活や産業の発展に不可欠であることは自明であるが、そのエネルギーの元となる天然資源（とりわけ化石燃料）が希少で、かつ偏在しているため、その安定的な確保が以前から政府の重要な課題となっている。リスク分散のため

の多様なエネルギー源開発を目指して、石油から原子力に重点を移す政策が取られ、石油への依存度を下げた反面、原子力施設の安全问题や廃棄物処理等のバックエンド問題に取り組みざるを得なくなっている。さらに、化石燃料の使用は地球温暖化をはじめとするグローバルな環境問題も引き起こしており、その解決は京都議定書に批准した日本に

とって喫緊の課題となっている。こうした状況に加えて、世界的なエネルギー需要の拡大があちこちで国際エネルギー摩擦を生じさせており、日本もその渦中にあるという点で例外ではなくなっている。エネルギー政策を取り巻く客観的情勢は以前よりも緊迫感を増しており、エネルギー問題は今や最重要課題であるといっても過言ではない。

(2) 2002年に制定されたエネルギー政策基本法は断片化する個別のエネルギー法を体系化し、今後のエネルギー政策に大きな方向性を示すために制定された。その基本方針は「安定供給の確保」「環境への適合」「市場原理の活用」である。法文によれば、安定供給と環境保全がエネルギー政策の二大目標とされている。今後のエネルギー政策はこの二大目標を中心に展開されなければならない。問題は、この二大目標の法的意味づけが十分でないというところにある。エネルギー法規の多様性に依拠して、これまでも個別のエネルギー法に対しては、行政法学や国際法学の側からアプローチするものがあつたが、これらはあくまでも個別のエネルギー法の研究に限定されていて、エネルギー法全体を射程に収めるものになっていなかった。確かに、それは極めて困難であるが、二大目標を掲げるエネルギー政策基本法が制定されたのに、その基本枠組みが十分な法的分析の対象になっていないのは、法学の怠慢であるのみならず、エネルギー法政策の不整合のもとであろう。現実の必要性に迫られて、多様なエネルギー法規が制定され、それぞれが個別の目標をバラバラに追求するようであれば、エネルギー法は相互の連携を欠いた断片的な法の集合に過ぎなくなってしまう。このような事態を防ぐためにも、まずエネルギー政策基本法の二大目標を正面に据えて、その法的基礎に対して、原理的な位置づけを与えてやらなければならないと思われた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、申請者が平成16年度と17年度の2年にわたって遂行してきた萌芽研究「安定供給と環境保全の狭間にあるエネルギー政策の法的規整モデルの研究」の成果を踏まえ、それが目指した研究の方向性を今一步進めるため、日本のエネルギー政策がよって立つ法的基盤を分析するとともに、エネルギー法の全体を整序し、法的観点から規整するための枠組みを構築することを最終目標にして、その枠組みの国法上の基礎を固めることにあつた。

(2) 上述の課題に取り組むため、本研究で

はエネルギー政策基本法によって据えられた安定供給と環境保全という二大目標を俎上に上げて、その国法上の基礎を探索し、原理的な位置づけを与えることに努める。エネルギー法という先端分野の最新事情を追うばかりでなく、憲法学を中心に、行政法学や環境法学の業績を参照しながら、個別のエネルギー法規が拠っている基礎的な理論を解明する。すなわち、憲法の統治機構論と人権論の双方からの考察を踏まえ、社会国家(福祉国家)論、環境国家論、国家目的論、公共の福祉論、環境権論、社会権論、基本権保護義務論といった伝統的な基礎理論の再検討を通じて、エネルギー政策の法的規整のための国法基礎理論を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 文献調査・講読・分析

憲法及び環境法の基本文献の調査・講読・分析を試みた。憲法学の最新文献の渉猟だけでなく、国法基礎理論と関連性を有する古典的著書も検討の対象にした。環境法学については、学問の性格上、新しい文献が考察の中心となったが、特に環境法とエネルギー法を架橋するエネルギー環境法の分野に着目した。エネルギー環境法に関する最新の情報をチェックし、基礎理論の検討が現状認識から遊離しないように努めた。エネルギー環境法の代表格として、とりわけ RPS 法には意を払った。この RPS 法は EU の再生可能エネルギー法制や EU 構成国の一つであつて、独特の法制度を有するドイツの再生可能エネルギー法と比較可能であるので、両者の比較研究に力を入れた。

(2) 関係者との交流・意見交換

本研究においては、関係者との交流・意見交換によって示唆を得ることが多かった。特に、定期的開催している関大・阪大合同公法研究会のメンバーたちとの議論や、環境法政策学会の有志たちとの議論を通じて得られるものは大きかつた。

また、ドイツ法(憲法及び環境法)を比較研究の対象としたこともあり、ドイツの研究者たちから教えられるものも大きかつた。とりわけベルリン自由大学のフィリップ・クーニツヒ教授、クリスティアン・カリス教授、ベルリン・フンボルト大学のミヒャエル・クレプファー教授、リューネブルク大学のヨアヒム・ザンデン教授とは直接意見を交換した。2008年10月から11月にかけて滞在したベルリン自由大学法学部においては、憲法と環境法の授業を担当したこともあり、研究助手や学生たちからも意見をもらった。

(3) 国内外のシンポジウム等

国内外のシンポジウム等は、研究報告の場として積極的に関わるとともに、研究に有益な情報を獲得する場としても積極的に活用

した。特に、2006年4月29日に韓国の建国大学で開催された東アジア地域連携フォーラムでのエネルギー法シンポジウムは、日本のエネルギー法政策を再検討する上で大いに役立った。さらに、『憲法における環境規定のあり方』をテーマにした2006年6月9日の明治大学で開催された環境シンポジウム、『公益と人権』をテーマにした2006年11月17日の韓国・嶺南大学で開催された国際シンポジウム、『環境法における予防原則』をテーマにした2007年12月9日の早稲田大学で開催された国際シンポジウム、『グローバリゼーションの下での開かれた国家』をテーマにした2008年3月28日の早稲田大学で開催された日独シンポジウムでは、自ら研究内容を報告するとともに、関係者たちと交流し、意見を交換しつつ、有益な情報を収集した。

4. 研究成果

(1) 国法基礎理論

本研究は、個別のエネルギー法規が拠っている基礎的な国法理論の解明を目指すものであった。それゆえ、エネルギー法そのものよりも、その基礎にある国法概念に焦点を合わせ、検討を試みた。とりわけ環境権、公共の福祉、国家の基本権保護義務、予防原則といった国法の基礎概念の考察には時間を割き、研究の成果を論文の形で公表した。

① 環境権

環境権は環境法の基本理念であると同時に、憲法上の基本権でもあるというのが、憲法学・環境法学の通説的見解である。環境保全という全人類の課題を果たすためにも、環境権保障は重要であり、その保障のための法理論が不可欠であるとされている。しかし、この権利に対して法実務は相変わらず冷淡であるし、また、憲法改正による実定化の論議も、学問的精査を経たものというより、政治的スローガンのレベルにとどまっている。その原因は、環境権というコンセプトそれ自体にあるのではないか、というのが研究代表者の見立てである。すなわち、環境という全人類の公益の保護にとって、個人の利益の保護を目的とする権利論ベースの考え方では、問題の本質を十分に捉えきれないのではないか、むしろ環境権にとらわれない思考の方が、環境保全に適切な法理論を打ち立てられるのではないかと考える。

② 公共の福祉

公共の福祉の概念は、公益の概念とも深い関わりがあり、エネルギーの安定供給や環境の保全とも関連するが、日本国憲法上の用語としては、基本権の制限事由（憲法12条及び13条）として規定されている。それは、公益の実現のために国家が基本権を制限することを許容する規範として機能する。しか

し、公益の実現のためとはいえ、国家に基本権の制限を義務づける機能までは有しない。基本権制限の義務づけは、公共の福祉とは別の規範に依らなければならない。

③ 国家の基本権保護義務

憲法上、国家に基本権を保護する義務があるのかという問いは、ある私人が別の私人の基本権法益を侵害している（しようとしている）ときに、当該基本権法益を保護するために、侵害者たる私人の基本権を制限することが国家に義務づけられるのか、という問いと重なるものである。こうした義務を憲法上認めることができるのかについては、学説上異論のあるところであるが、近代憲法の構造、国家目的、基本権法益の重要性に鑑み、認められると解するのが研究代表者の立場である。ただし、環境保全との関係において、国家の基本権保護義務の射程は、それが個人の法益を保護の対象にする限りにおいて、必ずしも全面的なものではない、と解さざるを得ないと考える。

④ 予防原則

現代国家を環境国家と捉えたとき、その環境国家の大きな課題は、環境汚染の未然防止と環境への負荷の低減であるといつてよい。この課題を履行する際、キーポイントとなるのが予防原則の承認である。すなわち、たとえ科学的に不確実な状況下においても、回復困難な重大な環境被害が発生する前に、何らかの措置をとることで、環境負荷の低減を図らなければならない、とする考え方を承認することである。この予防原則はいくつかの実定法に具体化されているが、一般法原則として認めることができるかどうかについては、なお検討すべき問題が残っている。国法上の問題としては、特に個人の自由との調整が重要である。これがないがしろにされると、予防の名の下に個人の自由が必要以上に抑圧される社会になりかねないからである。予防原則と自由保障の関係づけは、研究代表者にとって今後の課題である。

(2) 日独再生可能エネルギー法比較

エネルギーの安定供給と環境保全という目標を同時に追求し、両者とも満足させるのは難しい。従来のエネルギー源の代表は石油であり、さらに石炭や天然ガスを加えた化石燃料であった。特に石油は発電と運輸の両方の燃料として用いることができるため、大変便利であり、しかも安価であった。しかし、石油は中東に偏在する地政学上不安定な資源であり、かつ、枯渇のおそれのある有限の資源でもあった。その上、化石燃料であることから、地球温暖化の原因であるCO2排出が避けられず、環境保全上も問題であった。

他方、石油代替エネルギーの候補として期待された原子力は、確かに、その元となるウランが地域的に偏在するものではなく、かつ、

発電時にCO2排出もないという点で、化石燃料よりも優れていると評価できたが、有限の資源であることに変わりなく、しかも放射能という人体や生態系にとって有害なエミッションを排出するという厄介な特性を有するため、日常の取扱い段階において厳重な管理を必要とし、また、廃棄物処理の段階が詰められていないなど、持続可能なエネルギー源としての資格に疑問視すべき点があった。

そこでこれらに代わる（あるいは少なくとも並ぶ）ものとして、再生可能エネルギーの発展に注目が集まることになった。再生可能エネルギーは事実上無尽蔵であり、外国からの輸入に頼る必要がなく、かつ地域に見合った調達ができる。そしてCO2も放射能も排出しないクリーンなエネルギーである。こうした諸点において再生可能エネルギーは他のエネルギーに優位する。しかし、他方、技術的には未熟な部分を残しており、まだ小規模なエネルギーしか産出することができず、かつ、政府の支援・援助がなければ十分な市場競争力を持ち得ないという弱点も抱えている。つまり、再生可能エネルギーは、環境保全の点では最も優れているが、安定供給の点では多くの課題を有している。

しかし、長期的な視点から再生可能エネルギーの将来を展望すると、これが安定供給の点からも極めて有望なエネルギーであることが分かる。事実上無尽蔵の分散型国産エネルギーであるということは、政治経済状況に左右されることなく、エネルギー需要に応じられるということである。したがって、エネルギーの安定供給と環境保全という二大目標を達成するためにも、再生可能エネルギーの開発促進は必要である。

エネルギーの利用形態は、大きく分けて、電力と輸送用燃料である。再生可能エネルギーも発電と自動車等の燃料という二つの場面で利用される。その開発促進も、この二つの場面で行われることになる。再生可能エネルギーの開発促進のための法的ツールは、いくつか挙げられる。たとえば、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則10条8号において、ガソリンにエタノールを3%まで混入することが認められているが、これは輸送用燃料としてのバイオ燃料（バイオエタノール）を開発促進するための措置である。しかし、極めてささやかな例である。

再生可能エネルギーの開発促進のための法として注目すべきは、発電の場面におけるRPS法である。それは、国が再生可能電力の導入目標量を設定し、その目標を達成するため、電気事業者等に再生可能電力の供給義務を課すものである。これにより、電気事業者は、その販売する電力量に応じて、新エネルギー等電気を一定割合利用することが義務づけられた。対象となるエネルギー源は、風

力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマスの5種類である。電気事業者は、①自ら新エネルギー等電気を発電する、②他の発電事業者から新エネルギー等電気を購入する、③他の発電事業者等から「新エネルギー等電気相当量」を購入する、という3つの選択肢から自己に有利なものを選んで義務を履行することが認められている。これにより、新エネルギー等電気＝再生可能電力の開発を促進することが望まれる。

再生可能エネルギーの開発促進は、日本のみならず、世界全体の課題である。とりわけEUは再生可能エネルギーの開発促進に強くコミットしている。たとえば、欧州委員会は2007年1月にエネルギー供給、気候変動、産業発展の問題に取り組み、統合エネルギー・気候変動計画を提案した。その2ヶ月後、EU加盟国首脳が同計画を支持し、欧州エネルギー政策を承認した。それによると、現在、EU全体のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合は8.5%であるが、これを2020年までに20%に引き上げ、さらに自動車燃料に占めるバイオ燃料の割合を2020年までに最低でも10%に引き上げるものとされている。

EUは既に2001年の再生可能電力指令において、電力消費量に占める再生可能電力の導入比率を2010年までに22%まで増加させるよう加盟国に義務づけていた。これを受けてEU加盟国では各種の再生可能電力推進策がとられている。このうちドイツのそれは成功した制度の一つとして評価されている。ドイツは1991年に制定した電力供給法を引き継いだ2000年の再生可能エネルギー法によって、再生可能電力の供給量を飛躍的に増加させたからである。その仕組みは、日本のRPS法のそれと比較可能である。それゆえ、両者の共通点と相違点を比較することによって、制度の長所と短所を明らかにすることができ、そこからエネルギーの安定供給と環境保全という二大目標の達成のための示唆を得ることも期待できる。

RPS法の制度的特色は「固定枠制」にある。すなわち、電力の供給側に一定比率の再生可能電力の供給を義務づけ、自らの発電で十分な再生可能電力を供給できない場合は、再生可能エネルギー発電事業者等から電気そのもの、または相当量を購入することで義務を果たさせ、そのことを通じて、再生可能エネルギーの発電事業者に事業推進のインセンティブを与え、再生可能電力の開発を促進するのである。

これに対して、ドイツの再生可能エネルギー法の制度的特色は「固定価格制」にある。これは送配電系統管理者に対して、再生可能エネルギー発電事業者等が発電した再生可能電力を一定価格以上で長期間買い取るよ

う義務づけるものである。同制度の下では、買取価格が長期間保証されるため、再生可能エネルギーの発電事業者にとって、コスト回収の計画が立てやすく事業リスクが小さいと見込まれる。このことがインセンティブとなって再生可能電力の開発が促進される。

いずれの制度によっても、理論上は再生可能電力の開発促進が図られるとされる。しかし、現実の姿を見る限り、日本のRPS法はドイツの再生可能エネルギー法に惨敗したといわざるを得ない。というのも、2007年度における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は日本が1%であるのに対し、ドイツは14%だったからである。将来の目標値も、日本が2020年までに2%、2030年までに4%という数字を掲げるのに対して、ドイツはそれぞれ30%と50%という数字を出してきており、志が全然違っている。しかし、この違いの原因が制度自体にあると考えるのは早計である。

いうまでもなく、どちらの制度にも短所はある。「固定枠制」は、電気及び相当量の取引が発電事業者と電気事業者の個別交渉によって決められるため、取引価格が不安定で事業リスクが大きい。また、コストの小さい風力エネルギー等の大規模事業に集中しがちで、コストの大きい太陽光エネルギー等の事業が手薄になる傾向があるといわれる。他方、「固定価格制」は買取価格を固定するため、発電事業者側にコストダウンのインセンティブが働きにくく、いつまでたっても高値のままとなりかねない。また、導入量に制限がないため、それが大量になれば電気料金が上がり国民負担も大きくなる。

あえていえば、RPS法がドイツの再生可能エネルギー法に劣後した最大の理由は、再生可能電力の導入目標量が小さすぎたところにある。義務的な目標量の設定が低すぎると、市場の調整機能がほとんど働かず、活発な取引を誘発しないため、「固定枠制」の長所が生かせない。この制度を通じて再生可能電力の開発促進を図りたいのなら、目標量の思い切った引き上げが求められる。その意味で、2007年3月にRPS法小委員会の提言した利用目標量ではなお不十分である。

また、「固定価格制」との組み合わせも考えられてよい。その意味で、第171回通常国会に提案された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギーの開発及び有効な利用の促進に関する法律案」が注目に値する。というのも、そこではコストが大きいとされる太陽光発電に対して、固定価格での買取義務づけが盛り込まれているからである。弥縫策にすぎないとの見方もあるが、「固定枠制」と「固定価格制」の適切な組み合わせを探るといふ見地から、一定の評価を与えることもできよう。

(3) 民主的法治国家としての環境国家

エネルギーの安定供給と環境保全という二大目標の国法的基礎づけを行うにあたっては、現代国家を民主的法治国家としての環境国家と捉えることが必要だと思われる。というのも、エネルギー問題というのは、結局のところ、持続可能な発展をいかにして確保していくかという問題であり、それはまさに環境国家の課題だからである。

環境国家を性格づけるとすれば、それは第一に事前配慮国家であり、第二に保証国家である。事前配慮国家というのは、たとえ損害発生 of 十分な蓋然性が認められない場合でも、ひょっとしたらあるかもしれない危険や被害を事前に回避し、仮にそれが極めて困難であっても、できるだけ最小化するような措置をとろうとする国家をいう。いわば予防原則を受け入れた国家である。保証国家というのは、公共の責務を自ら単独で担うだけでなく、他の多くのアクターと協働し、責任を分担するが、少なくとも他のアクターの行動に対して担保責任を負う国家をいう。

環境国家の課題が科学的に不確実な未来の損害を防止することを含み、それが多種多様な主体の参加の下で果たされるとき、環境国家はこれまで以上に複雑な役割を引き受けざるを得なくなる。周囲もまた環境国家に過大な期待をかけるかもしれない。しかし、そこに過度の負担がかかると、環境国家はその重荷から逃避し、責任を市民に転嫁してしまうおそれもある。できもしない任務を引き受けて、結局、機能不全から責任を市民に転嫁する羽目に陥ってしまったら、その帰結は環境国家にとってのみならず、市民にとっても悲劇的といわざるを得ない。

あるいは逆に、環境国家への大きな期待が権限の肥大化を招くかもしれない。個人の自由な活動は、多かれ少なかれ環境に負荷をかけるものだから、環境国家の環境保護活動と衝突する危険もある。もし個人の日常的な活動までが環境汚染の原因と見なされるのなら、そのような通常の行為も、環境保護のための規制対象になり得る。その場合、環境国家の行動を統制できなければ、個人の自由は死んでしまうかもしれない。しかし、自由には守るべき価値があると考えれば、環境国家自体の統制を諦めるわけにはいかない。

それゆえ、環境国家の法的戦略は次の2つの形をとって進められることになる。それは第一に法の具体化戦略であり、第二に法の手続化戦略である。

ここで法の具体化戦略というのは、上位立法を大綱化し、下位立法を詳細化することをいう。というのも、国家の決定は法律により、あるいは法律に基づいて行われなければならないため、環境リスクへの事前配慮も法律により、あるいは法律に基づいて行われるこ

とになるが、それは不確実性下での高度の科学技術的判断を必要とするため、事柄の性質上、立法者の政治的決定に馴染みにくい側面を有するのみならず、科学技術の水準に合わせて絶えず更新しなければならないからである。柔軟で機動的な規律のためには、行政立法や民間の規格や指針も用いることになる。しかし、その際は平等原則や適正手続の要請に注意が払われなければならないし、議会による民主的コントロールが確保されなければならない。

法の手続化戦略というのは、実体法と並んで、あるいは実体法に代えて、手続法による規律を試みることをいう。多種多様な非国家的アクターと協働しながら、不確実性下で事前配慮措置をとる環境国家にとって、適用されるべき実体法はどこまでいっても未完の規範である。しかし、未完の規範では制御能力に欠ける。そこで手続的な規律構造を設けることによって、できるだけ多くの知恵を集め、有益な情報を交換させて、多様な利害を調整しつつ、不確実性下においても最大限に合理的な環境保護施策がとれるよう枠づけるのである。ここでも平等原則や適正手続の要請に留意されなければならない。

民主的法治国家としての環境国家の法構造は、大要、以上のようなものだと考えられるが、その解明のためには、さらなる検討が必要であるといわなければならない。それが研究代表者の次の研究課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 1 件)

- ①松本和彦「再生可能エネルギー法の日独比較の試み」阪大法学 59 巻 2 号(2009)査読なし
- ②Kazuhiko Matsumoto, Grundrechtlicher Umweltschutz in Japan, Verfassung und Recht in Übersee, 467-476(2008)査読なし
- ③松本和彦「高周波電磁場による健康危殆化と国家の保護義務」『ドイツの憲法判例Ⅲ』69-74 頁(2008)査読なし
- ④松本和彦「予防原則と環境国家」『労働と環境』200-214 頁(2008)査読なし
- ⑤松本和彦「環境国家における予防原則の制度枠組み」季刊・企業と法創造 4 巻 2 号 16-19 頁(2007)査読なし
- ⑥松本和彦「基本的人権の保障と憲法の役割」『人権論の新展開』23-48 頁(2007)査読なし
- ⑦松本和彦「公共の福祉と基本的人権」嶺南法学(韓国) 24 号 13-27 頁(2007)査読なし
- ⑧松本和彦「環境汚染の自由の保障?」『法治国家の展開と現代的構成』307-330 頁(2007)査読なし

⑨松本和彦「憲法における環境規定のあり方」ジュリスト 1325 号 82-89 頁(2006)査読なし

⑩松本和彦、大塚直他「憲法環境規定及び環境基本法規定に関するワーキンググループ提案」季刊環境研究 143 号 107-122 頁(2006)査読なし

⑪松本和彦「憲法学から見た環境権」環境法研究 31 号 19-34 頁(2006)査読なし

[学会発表] (計 6 件)

①松本和彦「環境賦課金の法ドグマーティク(コメント)」環境法政策学会(2008 年 6 月 14 日広島修道大学)

②Kazuhiko Matsumoto, Die Rolle des Staates für den Umweltschutz in der Globalisierung, 日独シンポジウム『グローバル化の下での開かれた国家』(2008 年 3 月 28 日早稲田大学)

③松本和彦「環境国家における予防原則の制度枠組み」国際シンポジウム『環境法における予防原則』(2007 年 12 月 9 日早稲田大学)

④松本和彦「公共の福祉と基本的人権」国際シンポジウム『公益と人権』(2006 年 11 月 17 日韓国・嶺南大学)

⑤松本和彦「憲法における環境規定のあり方」環境法政策学会シンポジウム『憲法における環境規定のあり方』(2006 年 6 月 9 日明治大学)

⑥松本和彦「エネルギー開発と利用に関する日本の法政策」東アジア地域連携フォーラム・シンポジウム(2006 年 4 月 29 日韓国・建国大学)

[図書] (計 4 件)

①ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』信山社(2008)69-74 頁

②石田眞・大塚直編『労働と環境』日本評論社(2008)200-214 頁

③西原博史・松本和彦他『人権論の展開』岩波書店(2007)309 頁

④村上武則・高橋明男・松本和彦編『法治国家の展開と現代的構成』法律文化社(2007)607 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松本 和彦 (MATSUMOTO KAZUHIKO)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：40273560

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者